

指定管理者の指定について（千船駅自転車駐車場ほか21施設）

千船駅自転車駐車場ほか21施設について、次のとおり指定管理者を指定する。

1 有料自転車駐車場の名称

千船駅自転車駐車場

塚本駅自転車駐車場

出来島駅自転車駐車場

姫島駅自転車駐車場

福駅自転車駐車場

御幣島駅自転車駐車場

加島駅自転車駐車場

神崎川駅自転車駐車場

十三駅自転車駐車場

新大阪駅北口自転車駐車場

新大阪駅南口自転車駐車場

西中島南方駅自転車駐車場

東三国駅自転車駐車場

東淀川駅自転車駐車場

相川駅自転車駐車場

井高野駅自転車駐車場

上新庄駅自転車駐車場

下新庄駅自転車駐車場

新大阪駅東口自転車駐車場

瑞光四丁目駅自転車駐車場

崇禅寺駅自転車駐車場

だいどう豊里駅自転車駐車場

2 指定管理者

大阪市北区堂島浜2丁目1番9号

株式会社 駐輪サービス

3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

千船駅自転車駐車場ほか21施設について指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 省 略

2 省 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 省 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 - 11 省 略